

平成24年第1回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成24年1月20日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定の件

第 3 行政報告

第 4 議案第1号 平成23年度十和複合施設建設工事（建築主体）請負契約の締結について

第 5 議案第2号 平成23年度十和複合施設建設工事（電気設備）請負契約の締結について

第 6 議案第3号 平成23年度十和複合施設建設工事（機械設備）請負契約の締結について

第 7 議案第4号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第7まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出 席 議 員（19名）

2番	榎 野 章 君	3番	田 邊 哲 夫 君
4番	岩 井 優之介 君	5番	中 屋 康 君
6番	津 野 吉 得 君	7番	山 上 利 嗣 君
8番	緒 方 正 綱 君	9番	橋 本 保 君
10番	堀 本 伸 一 君	11番	林 健 三 君
12番	山 岡 義 正 君	13番	吉 村 アツ子 君
14番	下 元 真 之 君	15番	下 元 昇 君
16番	森 健 吉 君	17番	酒 井 祥 成 君
18番	竹 内 常 喜 君	19番	岡 峯 久 雄 君
20番	宮 地 章 一 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（ 1 名 ）

1 番 橋 本 隆 成 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
会 計 管 理 者	山 本 靖 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君
企 画 課 長	左 脇 淳 君	庁舎建設担当政策監	森 武 士 君
新産業・まちづくり担当政策監	市 川 敏 英 君	商工観光課長	宮 地 正 人 君
管財契約課長	仲 治 幸 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君	環 境 課 長	山 脇 一 生 君
町 民 課 長	柴 久 幸 君	健康福祉課長	山 川 明 彦 君
税 務 課 長	敷 地 敬 介 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	中 岡 全 君	教 育 長	宮 崎 勲 君
教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君	生涯学習課長	野 村 和 弘 君
農業委員会会長	林 幸 一 君	農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君

大正総合支所

支所長兼地域振興課長 武 内 洋 介 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長 岡 本 順 一 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	田 辺 卓 君	次 長	武 田 枝 里 君
臨時事務補助員	池 田 沙 也 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前9時32分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成24年第1回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、1番橋本隆成君から病気入院のため欠席届があっております。

これで報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により3番田邊哲夫君及び14番下元真之君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

この件につきましては昨日議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） 皆さんおはようございます。

昨日の議会運営委員会によりまして、第1回臨時会の日程は本日1日のみと決定をいたしております。

ご報告をいたします。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。委員長の会期報告は本日1日間であります。

お諮りします。

平成24年第1回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成24年第1回臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議長の許可をいただきましたので、仁井田・七里簡易水道において発生をいたしました水道水の異臭につきましてご報告をさせていただきます。

一昨日１８日の夜でございますが、仁井田・七里の簡易水道給水区域におきまして、「水道水から硫黄のにおいと、口に含んだとき、しびれるような感じがする」との連絡がありまして、万一の場合を想定し給水停止の措置を行い、仁井田・七里の地域８９９世帯の皆様には大変ご不便をおかけし、また、現在においても一部地域で飲料水としての使用を控えるようお願いをいたしております。

警察と保健所のほうにも連絡をし、その原因について調査中ではありますが、水源地の本在家川付近の住民の方から１８日の夕刻、「川が白く濁っており、硫黄のにおいがした」という連絡も入っておりまして、誰かが何かを川に投棄した可能性がありますけれども、詳しいことにつきましては現在調査中であります。

現時点ではにおいもなくなっておりますが、水道水の分析を県食品衛生協会で行ってもらっております。

仁井田地区の辻の川以西につきましては東又簡易水道の本管と連結をしておりますので、仁井田・七里簡易水道を停止しまして、現在東又簡易水道のみで給水を行っており、通常の使用ができることになっておりますが、その他の地域につきましては給水は行っておりますけれども、まだ、水質の検査結果が今日の夕方になるため、飲料水や入浴、また洗顔等としての使用については控えていただくようお願いをいたしております。検査の結果、飲料水として適正という結果が出た段階で通常の使用に切り替える予定であります。

この間の対応についてであります。飲料水につきましては高知市や四万十市の給水車を借りるなどしまして役場職員を総動員し、影野町民会館、仁井田町民会館、小野川集会所等で水を配ることと、その場所に来れない方につきましては地域の消防団のご協力もいただき、家庭まで水をお配りしております。昨夜は午後１１時まで、今朝は５時から担当課総務課を中心に職員が対応をしたところであります。

また、故意に川に何かを投げ入れた、あるいは不法投棄をしたことも考えられますので、警察のほうには何か混入されたということの確認がなされれば、事件として捜査を依頼いたすようお願いをいたしているところであります。

今後は、水道水の分析も終わり、安全が確認をされた時点で給水を再開いたしますけれども、仁井田・七里地域の皆様には大変ご不便とご心配をおかけいたしました。この場を借りて深くお詫びを申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで町長の行政報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第4 議案第1号平成23年度十和複合施設建設工事（建築主体）請負契約の締結について、日程第5 議案第2号平成23年度十和複合施設建設工事（電気設備）請負契約の締結について、日程第6 議案第3号平成23年度十和複合施設建設工事（機械設備）請負契約の締結について、以上議案第1号から議案第3号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第1号平成23年度十和複合施設建設工事（建築主体）請負契約の締結について、議案第2号平成23年度十和複合施設建設工事（電気設備）請負契約の締結について、議案第3号平成23年度十和複合施設建設工事（機械設備）請負契約の締結について、以上3議案につきましては関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げます十和複合施設建設工事請負契約締結に係ります3つの議案は、平成21年度に実施をいたしました耐震診断の結果により、耐震化が必要であると認められました十和総合支所及び旧十和総合開発センターの2つの施設を統合するとともに、十和地域の行政及び地域住民の交流拠点として整備を行うものであります。

まず、議案第1号建築主体工事でございますが、工事内容につきましては、旧十和総合開発センター跡地に鉄筋コンクリートづくり3階建てで、内外装ともに町産材をふんだんに使用した木質化の建物を建築するものでございます。

入札の状況についてでございますが、去る12月7日、四万十町公告第71号によりまして、一般競争、入札地域密着型の一般競争入札の公告を行いましたところ、5社より入札参加の申請があり、参加資格等を確認後、本年1月6日に5社による一般競争入札を付しました結果、田邊・芝特定建設工事共同企業体が2億5,900万円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税1,295万円を加えました2億7,195万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第2号電気設備工事についてでございます。工事内容につきましては電灯設備、動力設備、自家発電設備等の電気設備一式の整備を行うものでございます。

本契約につきましては9社を指名して競争入札を行うこととしておりましたが、事前に4社から辞退届が提出をされましたので、同じく1月6日に5社による指名競争入札に付しましたところ、株式会社四電工窪川営業所が6,199万7,000円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税309万9,850円を加えました6,509万6,850円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、議案第3号機械設備工事についてでございます。工事内容につきましては空調設備、合併処理浄化槽設備等の機械設備一式の整備を行うものでございます。本契約につきましては9社を指名して競争入札を行うこととしておりましたが、事前に3社から辞退届が提出をされましたので、同じく1月6日に6社による指名競争入札に付しましたところ、有限会社岡田建設が5,652万円をもって落札いたしましたので、その落札価格に5%の消費税282万6,000円を加えた5,934万6,000円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

以上、3件の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号平成23年度十和複合施設建設工事（建築主体）請負契約の締結に

ついてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号平成23年度十和複合施設建設工事（電気設備）請負契約の締結についてを採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号平成23年度十和複合施設建設工事（機械設備）請負契約の締結についてを採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第7 議案第4号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者

の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第4号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町立ひかり保育所につきましては、旧仁井田保育所と影野保育所の2園を統合します保育所でございます。この保育所につきましては町の保育行政方針により公立保育所として設置をするものでございますが、その運営に関しましては旧仁井田保育所及び影野保育所が社会福祉法人窪川児童福祉協会によりこれまで運営をされてきたこと、また、今回の統合に係る地元の区長会や保護者会との協議の中でも、引き続き同協会による運営を望む声が多かったことなどから、園児への影響等も最大限考慮をして指定管理者による管理を行うこととし、同協会をその指定管理者として選定するものでございます。

社会福祉法人窪川児童福祉協会は現在町内で4つの保育所を運営しておりまして、その4つの保育所の運営につきましては児童福祉法第51条第1項第4号による委託料、保育所の運営に関する運営補助金及び事務局の運営に関する補助金で運営をされているところでございます。

指定管理者によります管理の効果といたしましては、効率的な施設の運営が期待でき、指定管理料の基本的な根拠となります委託料と補助金が減額となり、町の財政負担も軽減が期待できるものでございます。

以上、四万十町立ひかり保育所の指定管理者の候補者として、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により社会福祉法人窪川児童福祉協会を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、町長から提案がございました議案第4号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定についての議題について質問いたしますが。

今、町長の提案説明にありましたように、現在四万十町内には公立保育園が8か所、今、提案されてます窪川児童福祉協会が4園、合わせて12園が四万十町内にはあると。合併以前の旧大正・十和には公立保育所、旧窪川町時代にそういう児協があったという経過があるわけですが、今の提案の中で、地元の区長会を始めとして、保護者も児協の運営を望む声が強かったということを翻してみれば、公立保育所よりも児協のほうがいいんだという地元の保護者の考えがあるということの提案ですが、なぜ公立保育所よりも社会福祉法人である児協がいいのかというのが私、ずっと疑問に思っています。本来は、しっかりと自治体が責任を持って次の世代の子供を育成するというのが本来の私は役割ではないかなと。それが、公立よりも民間の福祉法人がベターだという地元の声がなぜ出てきたのか、それが強いのかというのが非常に私疑問に思ってますので、その点、町長のその認識、なぜ公立よりも児協のほうがいいのかという保護者の希望する声の意味。

それと併せて、統合によって委託料や町の補助金も減額になると、町の財政負担も軽減されるというのが提案の趣旨です。じゃ公立保育園で、例えば2園が1園になったときに、じゃ、公立では負担軽減にならんのかという問題も出てくるわけです。これは公立であれ2園が1園になることによつてのメリット、ひょっとしてはあるのではないかなと。ただ、学校統合に関してもですが、答弁の中にあつたように、決して学校を休校にすることによつて町にはメリットがないと、逆に負担が増えてくるということも答弁でもあつたわけですが、保育園の場合はこういう形で町の財政負担が軽減されるということです、提案では。では、公立保育園では負担が軽減されるのかという疑問を単純に持ってましたので、その2つの問題についてお答えを願いたい。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） お答えいたします。

今回の児協立保育所の2園の統合によつて指定管理を行うことですが、2年ほど前に遡りますけども、旧仁井田保育所の閉園問題に関する要望書等の問題の時点で、町は児協立仁井田保育所に対して土地問題、あるいは耐震問題について相談があり、行政主導のもとに閉園を協議してまいりました。

そのときには仁井田地区、窪川地区では旧村、東又、松葉川、仁井田といった地域がありますけども、仁井田地区のみ一応影野、仁井田と2園を、保育所がありましたので、それについて今後急速に少子化が進むであろうという問題もありまして、また土地問題もあって、それで2園を1園にするということは合併当時の課題であつて、児協理事会で

も承認を受けて、町と児協とが一緒になってこの問題には取り組んできました。

それで出発の時点で、長い、申し訳ないですけども、究極の選択で今一時仁井田を閉園して影野に移ってますけども、現在影野では影野保育所1園に統合はされてますけども、2園の暫定的な統合保育所として新しい保育所が建つまで、そこで行うという約束をしています。それで、その時点から地元の区長会を始め保護者会、建設委員会を設立して、ともに町と児協立、それから保護者、地域とワークショップを開きながら基本設計、実施設計を行ってきた経過もございます。

こういったことで、児協立を望む声というのは公立保育所と対比してどうなのかという比較はできません。ただ、歴史的に、昭和47年10月に児協立、旧窪川町児童福祉協会が設立後、その以前からこの2つの保育所はそういった形で歴史ある保育を同じ経営者のもとにやってきたという経過があります。そういうことで望むという、公立と児協立を、どちらを選択して保護者が望むというような考え方ではなくて、この地域には40年以来児協立の保育所が存在し、信頼あって地域と結び合った保育所で現在まで来たという歴史の中で今回、統合された保育所を指定管理として選定したという事実でありまして、決して町が責任を、公立にしないとかなんという問題ではないと私は考えております。

それともう一つは、公立保育所、確かに2つを1つにしたときにメリットは、財政的な問題あります。今回も町長提案理由の中でのメリットについては旧仁井田保育所、そして影野保育所、これは30人規模の小規模保育所でした。現在でも2園合わせても40人規模の保育所でございます。こういった場合にはどうしても国基準の保育士、例えば5歳児でしたら30人に1人、4歳児でしたら20人に1人というような保育士の担当基準がありますけども、この基準になかなか十分な、達してない保育所でありまして、完璧にこれ私立であれば赤字になる保育所、そして公立であれば確かに財政負担は強いられる保育所でございますけども、町も、児協立も併せて町が主導のもとに責任を持った、子供たちの保育を責任持つて行うということでは、今までずっと行ってきた経過の中で、2園を1園にした財政効果ということは、入所定員の効率化ということで、職員が2つの園で、一緒になったときに何人かは効率的になりますので、少なくなりますので、その人件費等が若干軽減されるということでの軽減を申し上げたわけでございまして、公立2園も当然1園になれば軽減されると考えております。今回は、軽減についてはその部分だけ触れておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 答弁が非常に長かったので、要点がはっきりは見えてきませんでしたけれども、経過については度々この議会の場で議論もしたし、そのことは私は承知の上で質問をしていますので、それは了解をしていただきたいと思います。

ただ、今町長が提案をされた児協が望ましいという基本的な考え方。今言いましたように大正・十和にはこういう公立保育所じゃなかったもので、ただ窪川町時代の踏襲して、四万十町が窪川地域に4つの園を児協が運営しているという今の実態を見たときに、町として保育行政どうあるべきかということを私は聞きたいわけです。児協のほうが良ければ、町の今8園公立があるわけですが、すべてを児協に移したほうがメリットが多ければですよ、これ、何ら差異もないと。公立であろうが社会福祉法人がやろうが一切差異がないとするならば、メリットが、児協の社会福祉法人のほうが良ければですよ、町の財政運営上良ければ今ある8園も児協に委託、指定管理をしたほうが基本的にはいいのではないかなという考え方も成り立つわけですので、町長としてこの保育行政、今公立が8園、社会福祉法人が4園運営をしてるこの今の四万十町内の中の実態を見たときに、町として今後いろんな統合も起きてくるかもしれません。そういった中で町長として公立保育所は残していくのか、それともシフトをして児協に任していく基本的な考え方がそこにあるのかどうなのかというのを私は聞いておきたいというのが今回の私の本来の質問です。

もう一点は、補助金、財政上軽減も期待されるということを書いてましたので質問しました。担当課長は公立であれ、2園が1園になったら財政的な軽減もあるんだと。同じだということになると、そういった理由は一切今回の提案の理由には私はならんのではないかなと。児協をやるがゆえに公立よりもよりメリットがあるという考えであれば、町長、私は納得もするわけですが、公立であれ児協であれ町の財政負担が軽減されるということになれば、公立保育所でやってもいいのではないかと私は基本的には考えてますので、より児協のほうがいいんだという認識があるのかどうなのかという点を1回目に聞いたわけですが、やはり町長のこの保育行政のあり方、答弁いただければありがたいというふうに思ってます。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 町のこれからの保育行政の考え方でございますが、保育所の運営に係る考え方については合併前の旧3か町村でそれぞれ違いもありましたし、それぞれの歴史もあったというふうに思っております。

特に窪川地域におきましては保育所の運営をどうするかということについて、合併前はかなり議論をされたということも聞いておりまして、その結果が現在の児童福祉協会と公立の保育所運営という2つの形で行われている。それぞれが連携し合いながら子供の保育についての行政運営を行っているところで、施設運営を行っているところでありますけれども、現在の窪川児童福祉協会の4つの保育所についても、それが保育所として発足をした時点からのいろんな歴史もあるというふうにお伺いをいたしております。そういった歴史の中で現在の状況に至っているわけございまして、窪川児童福祉協会のほうも非常に保育所の運営、保育というものについては熱心に取り組んでもらっております。現在は児童福祉協会と、そして町とが連携しながら窪川地域の保育運営を行っているわけでありまして、その歴史も私は大切にしなければならないというふうに思っております。

これからどうするかということについてでございますが、今の民営の児童福祉協会が行っております保育所を公営の運営で行うとか、あるいは公営の保育所を民営化するとかいう点については、私は今のところそういった方針は持っておりません。今の状況が、児童福祉協会との連携のもとで適正な保育行政が行われておりますので、こういったものを大切にしながら、またこれまでの歴史も大切にしながら、今後もこの運営形態で行っていきたいと思っているところでありますが、ただ少子化に伴いまして当然子供の数もどんどん減ってまいります。そういった中で今後、保育所の統合、そういった問題が出てきた場合には公営の保育所と民営の保育所の統合、そういった可能性も出てまいりますので、そのときには民営にするのか公営として続けていくのか、そこらあたりは検討しなければならないと思っておりますが、現時点では児童福祉協会のほうのこれまでのご尽力に感謝を申し上げながら、その点も、歴史というものもありますので、大事にしながら現在の状況で進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 町長から答弁いただきました。十分な、私自身納得した答弁ではありませんけれども。

確かに民間の社会福祉法人窪川児協は経過もあって一生懸命やられてると思いますが、ただその違いがわからんのですね、私自身は。公立と民間の法人の違いがどこにあるのか。例えば財政上、公立保育所よりも民間法人のほうが、委託料と補助金を出してもより財政的な軽減が図れるということがあれば考える余地もあるわけですが、そこら辺ははっきり、私自身勉強不足もあって見えてきませんが、何ゆえに2つの、四万十町内に委託

料と補助金を出して、恐らくそんなに私自身は金額的な差異はないのではないかなと、またあつてはならんと私は、地域におけるがゆえに、一方では安上がりの保育をしてはならんし、公立がゆえに上の、民間よりもより上質な保育ということもあつてはならんと私は思っていますので、対等の、平等の保育をしていくべきだという考えを持っていますので、何ゆえに、どう違うのかが一切見えてきませんので質問したわけですが、町長の考え方は今後、少子化に向けて公立、民間が合併するときに、今後はどっちがいいか考えていくという答弁でしたけれども、私はその点が町長としてまだ曖昧だなと。やっぱり町の責任の上で、「三つ子の魂百まで」と言われます大事な時期の保育を町が責任を持って行うというのが私は、本来のあるべき姿ではないかなというふうに私は考えてましたので質問したわけですが、ぜひとも、できるだけ公立保育園で責任ある保育行政をしてほしい。その点は基本的には町長はどうなのか、最後に聞いて終わります。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 私も、結論から申しますと、やはり保育所は公設公営でやるのが本来の行政の姿ではないかなというふうには思っております。

しかし、この窪川地域におきましては先ほども申しましたように、窪川町の考え方として児童福祉協会と、そして公営の保育所、それが役割分担をしながら行ってきたところでございますので、そういった歴史も大事にしながら現時点ではこの2つの方式をとる中で、お互いの長所を生かしながらすばらしい保育行政を行っていただきたいという思いでございます。

（3番田邊哲夫君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第4号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成２４年第１回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前１０時１０分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員